〇白馬村環境基本条例 平成11年12月24日 条例第25号 白馬村環境基本条例

目次

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 基本施策等(第7条~第19条)

第3章 開発の基準(第20条~第23条)

第4章 白馬村環境審議会(第24条~第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白馬村の環境の保全及び景観の形成について、基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動等により生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁、大気の汚染、 土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康若しくは生活環境が阻害されることをいう。
- (3) 開発 団地の造成その他土地の形質変更又は建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築等を行う行為をいう。
- (4) 地域 開発事業あるいは事業活動を行おうとする場所の属する行政区(集落)、及び当該行政区を含む、地理的、環境的に共通性のある範囲をいう。
- (5) 村民 白馬村に住所を有する者及び白馬村の区域に一時滞在する者 (基本理念)

第3条 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、 生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、村民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、その環境を将来の村民に引き継いでいく責務を有することを自覚して行わなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに着目し、すべての日常生活や事業活動において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。
- 4 景観の形成は、地域の景観が文化の一部であり、かつ将来に伝えるべき大切な観光資源であることを認識し、自然環境に溶け込む調和と潤いのあるまちづくりを進めることを目的として行わなければならない。 (村の責務)

第4条 村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び景観の形成を促進し、かつ、環境への負荷を軽減するため、必要な施策を講じなければならない。

2 村は、自らが環境の保全及び景観の形成に資する取り組みを、率先して実行するとともに、村民及び事業者の環境の保全及び景観形成への取り組みを積極的に支援しなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制、リサイクルの推進及び再生資源の利用等により、環境への負荷の低減に努めるとともに、村が実施する環境施策に協力しなければならない。

- 2 村民は、白馬村が多様な生態系を有する自然の宝庫であることを認識し、里山等の身近な自然に棲む生物の保護に努めなければならない。
- 3 村民は、水や樹木の保全が自然環境の保全の礎であるを自覚し、身近な河川や樹木を大切にするよう努めなければならない。
- 4 村民は、良好な景観の形成に努めるとともに、村が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の青務)

第6条 事業者は、白馬村の美しい自然環境及び景観が、村民の共通の財産であり、かつ、事業者自身の経済活動の基盤であることを認識し、開発事業を行うに当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、自然及び景観に配慮した事業を計画し、村及び地域と協調してこれを行わなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境保全及び景観形成に 自ら努めるとともに、環境保全及び景観形成に関する村の施策及び地域の取り組みに協力しなければならない。

第2章 基本施策等

(施策の基本方針)

第7条 村は、環境及び景観施策の策定及び実施に当たっては、自然環境優先の理念の下に次に掲げる事項を基本方針として、これに努めるものとする。

- (1) 公害その他人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全で健康的な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護、及び健全な自然環境に寄与する森林・農地等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。
- (3) 水質保全対策と多自然型整備を通じて豊かで清らかな水辺環境を保全し、水に親しめる空間を創造すること。
- (4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な有効利用を図り、廃棄物の発生を抑制する循環型社会を構築すること。
- (5) 自然環境と一体となっている美しい地域景観の保全、歴史的・文化的景観の保全を図ること。
- (6) 地域景観に調和する建築物、工作物、屋外広告物等の建設又は設置を誘導するとともに、樹木や花の植栽を推進し、潤いと安らぎのある街並を創造すること。
- (7) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題を身近に捉え、村民の自発的な学習や活動を支援し、環境保全に関する施策への積極的な参加を促すこと。

(環境基本計画)

第8条 村長は、環境及び景観施策を総合的かつ計画的に推進するため、白馬村環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び景観の形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び景観の形成に関する施策の方向性
- (3) 環境の保全及び景観の形成に関する行動の指針
- 3 村長は、環境基本計画を策定するに当たっては、白馬村環境審議会の意見を聞かなければならない。また、 環境基本計画を決定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 5 村長は、環境基本計画の進捗状況について、定期に公表するものとする。

(規制的措置)

第9条 村は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為、景観形成の推進のため抑制する必要のある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第10条 村は、事業者又は村民が、自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする

(環境優先事業の導入)

第11条 村は、公園、緑地、道路、河川その他の公共的施設の整備並びに森林、農地その他の良質な景観の確保に欠かせない空間の整備を行う場合には、環境を優先し、環境への配慮がされた有効な事業を選択するよう努めるものとする。

(保護地区の指定)

第12条 村長は、貴重な自然環境又は希少野生生物の生育環境の保護のため、法律又は県条例等で定めるものとは別に保護地区を指定することができる。

- 2 村長は、保護地区における禁止行為等を規則で定めるとともに、必要な保護のための施策を講ずるものとする。
- 3 村長は、保護地区を指定するときは、当該地区住民や地権者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 村長は、保護地区の指定、変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(保護種の指定)

第13条 村は、村内に生息あるいは生育する希少野生生物の保護のため、白馬村文化財保護条例(平成11年白馬村条例第26号)に基づき、保護種を指定することができる。

2 村は、保護種に対し必要な保護のための施策を講ずるものとする。

(調査等の実施と措置)

第14条 村は、環境の状況の把握、希少野生生物の保護、及び環境の保全に関する施策を推進するために、必要な調査、監視、測定、検査等に努めるものとする。

2 村は、事業者に対し、調査・監視に基づき、環境保全について適正な配慮をさせるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良質な景観の形成)

第15条 村は、雄大で清涼な自然環境にふさわしい、調和と潤いのある良質な景観を確保するため、魅力ある街

並みの創造、美しい森林及び農地の保全、歴史的建造物群並びに原風景の保存及びその他の良質な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的なまちづくりの支援)

第16条 村は、村民が自主的に環境を保全するため、地域にふさわしい自主的なまちづくりの取り組みを定める 景観形成住民協定を推進し、かつ地域が定めた協定の内容を尊重するものとする。また、協定内容の遵守のため 必要な支援体制を整備し、かつ必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、村民あるいは民間団体等が自主的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源の回収活動、その他環境保全又は景観形成に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(資源の有効利用の促進)

第17条 村は、環境への負荷の低減を図るため、村民及び事業者に対して、廃棄物の減量、適正処理及び再資源 化等を推進し、並びに環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は再生品の使用及びエネルギーの有効利用が 促されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第18条 村は、国県の講ずる地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、他の関係機関等とも協力して地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第19条 村は、環境の保全に関する教育及び環境学習を推進し、環境保全に関する理解と実践活動を行う意欲増進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 開発の基準

(開発の基準)

第20条 村長は、環境の保全及び景観の形成を進めるため、開発の基準を規則で定めるものとする。

- 2 村長は、前項で定める基準を超える開発事業については、別に開発の指導基準を定めることができる。
- 3 村長は、前2項に規定する開発の基準を変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

(開発基準の遵守)

第21条 事業者は、開発事業を行うに当たっては、環境の保全及び景観の形成を進めるため、前条に定める基準を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(開発の届出と事前協議)

第22条 事業者は、規則で定める一定規模以上の開発事業(以下「大規模事業」という。)を行おうとするときは、当該行為に着手する3カ月前までに、開発方針及び開発計画の内容を書面で村長に届け出し、事前協議しなければならない。

2 村長は、前項に定める大規模事業については、審議会の意見を聞くものとする。

(協定の締結)

第23条 大規模事業を行おうとする事業者は、環境保全及び景観形成のために遵守すべき事項について、村長と協定を締結しなければならない。

- 2 村長は、協定を要する大規模事業の基準を規則で定めるものとする。
- 3 事業者は、協定を遵守し、協定内容を誠実に履行しなければならない。

第4章 白馬村環境審議会

(環境審議会)

第24条 環境の保全及び景観の形成に関して、基本的事項を調査、審議するため、白馬村環境審議会を設置する

(任務)

第25条 審議会は、村長の諮問に応じて、次の事項を調査、審議するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 公害対策に関する事項
- (3) 保護地区及び保護種の指定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 景観形成基準の策定及び変更に関する事項
- (5) 規則において定める大規模開発事業
- (6) その他環境の保全及び景観の形成に関する基本的事項

(組織)

第26条 審議会は、委員19人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。
- (1) 村議会議員 4人以内
- (2) 識見を有する者 12人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

(任期)

第27条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第28条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審議会を初めて招集するときは、村長が招集する

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (特別委員)

第30条 審議会に、専門の事項を調査するため必要あるときは、特別委員を置くことができる。 (補則)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(白馬村開発基本条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 白馬村開発基本条例(昭和63年白馬村条例第19号)
- (2) 白馬村における希少野生動物の保護に関する条例(平成6年白馬村条例第1号)

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する適用は、廃止前の各条例の定めるところによる。 附則(平成20年3月19日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。